

各団体代表者・担当者 様

令和 3 年度の団体登録申請手続きについて

令和 3 年度学校施設使用の団体登録を希望する場合は、下記事項を留意の上、必要な書類を提出してください。

1. 登録できる団体

学校施設を使用できる団体は、下記条件を満たしている団体です。
提出の際には、以下の条件を満たしているかどうか必ずチェックしてください。

①市川市に住所を有し、勤務し、又は通学する者がおおむね3分の2以上を占めている団体。

②代表者が市内在住、在勤、在学の 20 歳以上、かつ 5 人以上で構成される団体。

2. 提出書類

下記書類を後述の市川市教育委員会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上、登録を希望する学校に提出してください。インターネット環境のない方は、登録を希望する学校にて必要書類を頂いてください。

なお、提出期日や受付時間等は、各学校にご確認ください。

また、提出書類に不備があった場合には再提出をお願いすることがございます。
書類が揃わない際には団体登録に遅れが生じますので、ご注意ください。

(1) 「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第 1 号)

※過去の様式や独自の様式を利用せず、必ず様式第 1 号を提出ください。

(2) 「団体規約(会則)」(様式は定めておりません。)

(3) 「登録団体会費等調査票兼団体宛連絡確認書

会費を徴収している団体のみ

(4) 「収支報告書」(近年のもの、または予算書)

※上記(1)(3)については、HPの書式をご利用ください。

(2)(4)については任意の書式となります。

【市川市教育委員会ウェブサイト】

<生涯学習 学校施設開放 - 2. 登録方法について>

URL: <http://www.city.ichikawa.lg.jp/edu10/1111000006.html>

上記アドレスからダウンロードが可能です。

※バレーボールのイラストがあるのが当課のウェブサイトになります。

こちらに word 版、excel 版の申請書があります。

3. 記入上の注意

毎年、提出書類に不備のある団体が多数見受けられます。

確認し、不備のない申請書類の提出をお願いいたします。

「市川市運動場等使用団体登録申請書（様式第1号）」について、平成28年度より様式が訂正されております。登録申請時は必ずHPの書式をご利用ください（書類については過年度の様式や独自に作成された様式を使い回しないでください。）

(1) 「市川市運動場等使用団体登録申請書(様式第1号)」について

- ①代表者が市内在住者でない場合、必ず、所定欄に代表者の勤務先又は通学先を記入し、社員証や学生証の写しを添付してください。また、代表者氏名の横にサインまたは押印をお願いします。
- ②この申請書は、料金設定及び保険請求の資料となるため、会員の氏名、年齢、生年月日、学年、住所（枝番含む）は必ずご記入ください。
- ③緊急時等の連絡用に、昼間でも連絡が可能な連絡先（代表者含め2名以上）をご記入ください。
- ④年齢及び学年は、次年度4月当初現在のものをご記入ください。
- ⑤20人以上となる場合は上記様式にて追加してください（例：100名の場合は5枚用意）。
- ⑥名簿欄に記載されたメンバーが基本の活動者となります。送迎の保護者など、普段の活動に参加されない方は記入しないでください。

(2) 「団体規約（会則）」について

- ①パソコン(Word、Excel等)での作成をお願いいたします。お手元にワープロソフトが無いのであれば手書きでの作成も可とします。
- ②学校施設を使用することが、団体の既得権になっていると誤解を与えるような記載はしないでください。
例) 「活動場所は〇〇小学校体育館とし・・・」→×
「活動場所は市川市内施設とし・・・」→○

(3) 「登録団体会費等調査票兼団体宛連絡確認書」及び(4) 「収支報告書」について

市川市学校施設の開放に関する規則により、営利目的の使用を禁止していることから、当該調査表並びに収支報告書・予算書を提出していただくことになります。

- ①「登録団体会費等調査票」については、「使用登録する学校名」、「団体名」、「会費の有無（金額）」、「主な使途」を記入してください。また、「主な使途」欄は該当するもの全てに○を付けてください。記載のない使途につきましては、その他の欄に記入してください。
- ②「収支報告書」については、令和元年度の収支報告書か令和2年度の予算書を添付ください。会費を徴収している団体におかれましては、収支報告書・予算書の提出にご協力をお願いいたします。

4. その他

- ①申請内容の確認のため、事務局からご連絡させていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。また、会費を徴収している団体において収支報告書、予算書の提出が無い場合、または記載内容に不明な点があった際にもご連絡させていただく場合がございます。
- ②学校施設開放事業での活動は、「ふれあい保険」の対象となります。詳細につきましては、市川市公式ウェブサイト内「ふれあい保険」で検索してください。また、「ふれあい保険」の対象とならない怪我・事故もございますので、個別の保険に加入することも検討してください。
- ③今後は団体登録が終了しましたら、各学校の開放状況の目安として、学校開放週間スケジュールを市川市ウェブサイトに掲載する予定です。その際に団体名（または略称）を掲載いたしますので、ご承知おきください。

5. 参考

登録までの流れ

・登録申請書類を作成

- (1)「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第1号)

※代表者が市外在住者の場合は、市内在学・在勤を証するものの写し

- (2)「団体規約(会則)」

- (3)「会費調査票兼団体宛連絡確認書」

- (4)「収支報告書または予算書」※会費を徴収している団体

↓

- ・上記登録申請書類(1)～(4)を期日までに使用する学校に提出

↓

- ・学校及び教育委員会で、申請内容を審査

↓

- ・令和3年3月下旬以降、教育委員会より「市川市運動場等使用団体登録通知書」を配布

市川市教育委員会 学校地域連携推進課